3　農作業の安全性の確保に関する事項

農作業事故を防止するため、農業機械の利用に関する安全性の確保を徹底することとし、次の事項を推進するものとする。

⑴　型式検査に合格し、又は安全鑑定基準に適合した機械の導入並びにこれらの機械の適正な利用及び管理

⑵　地域の実情に応じた農業者及び関係者の一体的な農作業安全推進体制の構築

⑶　農道、ほ場等の農作業環境の点検及び速やかな危険箇所の改修の実施

⑷　女性及び高齢農業者を含む地域の農業者による、地域の実情に応じた機械作業の役割分担の明確化

⑸　個々の農業者の農作業安全に係る知識及び機械操作技術のレベル並びに農作業事故の発生状況等に応じた研修・講習会の実施による安全意識の啓発

⑹　道路交通及び雇用労働者の保護に関する関係法令等の周知徹底

4　流通体制の整備に関する事項

農業者が、その農業経営の改善のため、経営状況に応じて農業機械を適切に導入し、導入後のアフターケアを受けられるようにするとともに、導入後の農業機械の有効利用が図られるよう、次の事項を推進するものとする。

⑴　装備、機能等を絞った廉価な農業機械をはじめ、農業経営の規模に応じた農業機械の選択に資する情報の提供

⑵　生産コストの縮減等の観点を踏まえたリース方式、レンタル方式等の多様な導入方式の活用

⑶　中古農業機械の流通に関する情報提供、中古農業機械を整備する者の養成及び中古農業機械の評価に関する研修の実施

⑷　長期にわたる補修部品の安定供給の指導、農業機械修理整備施設の適切な整備及び農閑期の定期点検の実施

5　植物工場やＩＣＴ（情報通信技術）の活用等の新たな生産システムへの対応に関する事項

気象条件に関わらず安定的に農産物の生産が可能となる植物工場やＩＣＴの活用等の新たな生産システムの実用化が進展しつつある。このような新たな生産システムに適合した農業機械及び資材等の開発並びに開発された農業機械及び資材等を含む総合的な生産システムの普及を円滑に推進するため、当該生産システムの対象となる農産物の品質、需要動向等を踏まえるとともに、関連する研究分野等との一層の連携促進を図りつつ、次の事項を推進するものとする。

⑴　高度環境制御栽培施設並びにその作業体系に適応した農業機械、資材及び施設の開発及び導入支援

⑵　生産コストを低減させるためのシステム開発及び標準化

⑶　新たな生産システムに適合した農業機械及び資材等や栽培方法に関する専門知識を有する人材の育成

別表

1　トラクターの大きさに対応した利用規模の下限

類別	トラクターの大きさ	利用規模の下限	
		田	畑
Ⅰ	30ＰＳ級	10ha	10ha
Ⅱ	40ＰＳ級及び50ＰＳ級	15ha	15ha
Ⅲ	60ＰＳ級、70ＰＳ級及び80ＰＳ級	20ha	25ha
Ⅳ	90ＰＳ級以上	—	30ha

2　乗用型田植機の大きさに対応した利用規模の下限

類別	田植機の大きさ	利用規模の下限
Ⅰ	植付条数４～５条	７ha
Ⅱ	植付条数６条	10ha
Ⅲ	植付条数８条	15ha
Ⅳ	植付条数10条	20ha

3　水田用の乗用型多目的作業機の大きさに対応した利用規模の下限

形　式	水田用の乗用型多目的作業機の大きさ	利用規模の下限
田植・防除・施肥兼用	植付条数６条以上 薬液吐出し量３ℓ／分以上 有効散布幅５m以上	10ha

4　防除用動力散布機の大きさに対応した利用規模の下限

⑴　動力噴霧機

類別	動力噴霧機の大きさ	利用規模の下限	備考（主な利用ノズル）
Ⅰ	薬液吐出し量 30ℓ／分以上　55ℓ／分未満 有効散布幅15m級未満	10ha	ブームノズル又は到達距離の短いけい畔散布ノズル
Ⅱ	薬液吐出し量 55ℓ／分以上100ℓ／分未満 有効散布幅15m級以上	20ha	ブームノズル又はけい畔散布ノズル
Ⅲ	薬液吐出し量 100ℓ／分以上200ℓ／分未満 有効散布幅15m級以上	30ha	ブームノズル又はけい畔散布ノズル
Ⅳ	薬液吐出し量　200ℓ／分以上 有効散布幅15m級以上	40ha	ブームノズル

⑵　スピードスプレヤー

類別	スピードスプレヤーの大きさ	利用規模の下限
Ⅰ	薬液吐出し量20ℓ／分以上50ℓ／分未満	５ha
Ⅱ	薬液吐出し量50ℓ／分以上70ℓ／分未満	10ha
Ⅲ	薬液吐出し量70ℓ／分以上100ℓ／分未満	15ha
Ⅳ	薬液吐出し量100ℓ／分以上	20ha